

## 第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年7月17日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之  
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭  
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠席委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：澤田担当副主幹、柴山担当副主幹  
白山：境担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・24 前田 孝幸

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長

それでは、第7回第2農地部会を開会いたします。

議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

24番の前田 孝幸・6番の田口 慶則の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。

報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事務局

議案の審議に入らせていただく前に、恐れ入りますが議案書の訂正を5カ所お願いいたします。

訂正内容は、

6ページ 最下段 田と畑の内訳の数字

田15,508㎡ を 15,208㎡ へ

畑5,155.34㎡ を 5,455.34㎡ へ

11ページ 一行目 小計4,399㎡ を 4,009㎡ へ

11ページ 最下段 田と畑の内訳の数字

田3,241.17㎡ を 3,773.17㎡ へ

畑3,904.00㎡ を 3,372.00㎡ へお願いします。

以上で、議案書の訂正についての説明を終わります。

大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは報告案件のご説明をさせていただきます。

議案書の1ページから3ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から14で、合計件数は14件、合計面積は49,390㎡で、その内訳は、田が40,729㎡、畑が8,661㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

4ページから6ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は20,663.34㎡で、その内訳は田が15,208㎡、畑が5,455.34㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

7ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 駐車場用地

番号2 一般個人住宅用地・道路・駐車場用地

番号3 倉庫用地

でございます。

以上、合計件数は3件、合計面積は全て畑で820㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 宅地分譲用地

番号3 一般個人住宅用地

番号4 一般個人住宅用地

でございます。

以上、合計件数は4件、合計面積は2,010㎡で、その内訳は、田が456㎡、畑が1,554㎡でございます。

9ページをお願いします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、有限会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田 2.86 ha 畑 0.51 ha 合計3.37 ha。

以上件数は1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

次に議案事項に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

10ページから11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 8,920.58㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 15,139.94㎡、申請地 庄田町馬廻り\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 34㎡ 外2筆、合計面積 1,245.00㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、面積 12,190.68㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 822㎡、申請地 白山町山田野志ようぶ谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 419㎡ 外1筆、合計面積 822.00㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 太郎生、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,004㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2560.89㎡、申請地 美杉町太郎生馬ヶ藪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 472㎡ 外1筆、合計面積 683.00㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人からの要望により申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 丹生俣、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,826㎡、申請地 美杉町丹生俣庄司\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1348㎡ 外7筆、合計面積 4,009.00㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。

なお、当地区の下限面積は、3,000㎡となっております。

番号5、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,992㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 847.54㎡、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 133㎡ 外1筆、合計面積 138.54㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,992㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,691.63㎡、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 131㎡ 外2筆、合計面積 247.63㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、合計件数は6件、合計面積は7,145.17㎡で、その内訳は、田が3,773.17㎡、畑が3,372㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

森委員 7番 森です。7月9日に、天候不順だったのですが、雨にも降られず、当日は諸戸部会長、田口さん、私と、地元推進委員と事務局で現地調査を行ってまいりました。現場の方は\_\_\_\_\_から東へ800mほどのところにありまして、現在畑も荒地地になっております。事務局説明通りでございます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 2番お願いします。

西森委員 17番 西森です。7月9日、中谷委員、地元推進委員、白山の事務局このメンバーで現地確認してきました。場所は、山田野の\_\_\_\_\_の裏側、北側になるんですが、田んぼ挟んで、一番山側際になります。現況としましては雑種地になっておりまして、一部かなり山の際で山林化しそうな際でそういうような状況でございますが、地主さんと相手の方で、耕作していただけるのか、そのところは分かりませんが、とりあえず所有権移転という事で何の問題もないかと判断させていただきました。

議長 3番から6番お願いします。

結城委員 はい。18番 結城です。3番、4番、5番、6番と続いて説明させていただきます。

3番からですが、地元推進委員と現地確認してきました。渡人は相続をされたのですが、耕作等の維持管理ができないため譲渡したい。受人は現在の維持管理を前からしておられたのですが、引き続きこれを譲り受けて耕作をしていきたいという事でございます。3番については以上です。

4番。地元推進委員と事務局で現地を確認してきました。渡人は遠方に住んでいることから維持管理ができない。このため営農縮小。受人は空家取得に伴い、農林業を拡大したい。住居については三年後に移転をするということ。三年後には子供も学校を卒業して営農するという事です。4番は以上です。

5番は、これは、親の死去で相続をされたのですが、遠方にて管理が出来ない。受人は農地としてもっと活用していく。5番は以上です。

6番は、これも地元推進委員と事務局で現地を確認したんですが、渡人は高齢に

なり遠方から通うのが大変と。受人は農地として活用したいと。  
以上です。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。  
す。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました  
議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したい  
と思います。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを  
議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。  
す。

番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町藤山\_\_\_\_\_、台  
帳地目・現況地目とも畑、面積 455㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。申請地は、市  
街化調整区域ですが、市街化調整区域において自己用住宅を建築できる基準の一つ  
として、「市街化調整区域に指定される以前からその土地を所有していること。相  
続により取得していることを含む。」があり、三重県開発審査会の提案基準にて示  
されております。

建築に関連して、都市計画法第43条の建築許可と同時の転用許可となります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお本件は、議案第5号 番号2に関連する案件で、申請地は2名の共有の土地  
であり、申請者が自身の住宅を建築するために、自身の持分について転用しようと  
するものです。

共有持ち分の申請については、議案第5号において、転用しようとするものです。

番号2、地区 栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲葉垣内\_\_\_\_\_、台  
帳地目・現況地目とも畑、面積 158㎡ 外1筆、合計面積 293㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地・進入路・車庫とするものです。

なお、昭和初期より、申請地全体を一体的に住宅用地として利用していた旨の始  
末書が提出されており、駐車場用地については、自家用、来客用として3台分程度  
を確保するため、整地するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、合計件数は2件、合計面積は全て畑で、748㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番 田口です。7月9日に現地確認をまいりました。諸戸部会長と森さんと、中野さんと、地元推進委員と事務局とで行ってまいりました。場所は\_\_\_\_\_がありますが、その西、約100mぐらいのところですかね。事務局の説明通りでございますので、よろしく申し上げます。

議長 2番申し上げます。

森委員 森です。同じく7月9日に現地調査を行いました。メンバーは諸戸部会長、田口さん、中野さんと、地元推進委員、それと久居事務局ですね。\_\_\_\_\_から西へ100mぐらいのところでありまして、事務局説明の通り、母屋の方のシロアリの補修工事にともなって増築工事を行うという事で、車を止めるところがなくなるという事で進入路のところの畑を駐車場に変えるという事で、現場でも異議ありませんでしたので、事務局の説明の通りです。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 新家町岸角\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 413㎡ 外1筆、合計面積 9

88㎡。

これにつきましては、平成31年3月18日に、太陽光発電施設用地として、所有権移転での許可決定を得た案件となりますが、申請人である渡人の\_\_\_\_\_の「\_\_\_\_\_」で示されている\_\_\_\_\_が許可申請時に死亡していたため、許可取消の承認を得ようとするものです。なお、当案件に関し、次の議案第4号の番号3において、\_\_\_\_\_の相続人が、渡人の\_\_\_\_\_となり、再度許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番 田口です。7月9日の日に現地確認をしてみました。先ほど事務局から説明ありましたが、ほとんど工事は進んでいるという状態でした。諸戸さんと森さんと中野さん私と地元推進委員と事務局とで見てまいりましたが、先ほども出ましたが4号でもまた出るとお思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページから16ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 新家町浜井場\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,404㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、478.08㎡、パネルの設置率は、不整形地であることから、転用面積の34.1%になります。

農地区分は、第2種のうちと判断されます。



番号2、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 新家町浜井場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 5 1 5 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1, 0 8 6 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、5 8 6. 8 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の5 4 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 新家町岸角 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 4 1 3 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 9 8 8 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4 6 8. 4 8 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の4 7. 4 %になります。

議案第3号の案件に関連するもので、過去の許可申請時において、申請人が死亡していることを、今回の申請人の \_\_\_\_\_ である相続人が施工業者に知らせずに行ったため、許可書交付となり、着工・完成した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町卯ノ花 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 4 3 5 m<sup>2</sup> 外5筆、合計面積 1, 5 3 3 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、6 2 5. 9 2 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の4 0. 8 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町卯ノ花 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 6 5 4 m<sup>2</sup> 外4筆、合計面積 1, 7 0 6 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、7 0 6. 7 5 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の4 1. 4 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町卯ノ花 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 4 1 6 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1, 1 0 0 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電

施設用地とするものです。

パネル設置面積は、469.4㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一色町新畑 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 355㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町馬廻り \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,351㎡ 外1筆、合計面積 1,549㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、530.50㎡、転用面積に対するパネル設置率は、34.2%となりますが、フェンスを境界から離隔を取り設置するため、境界間隔分として利用する外周分の面積と、管理用車両置場、保守管理用機材置場を設置する面積を除いた有効設置面積は1298.2㎡となるため、パネル設置率は40.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町井関垣内田 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 385㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地について、平成10年ごろに道路工事の残土で埋めて、それ以降、店舗敷地の駐車場として利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

今後も、受人が営む \_\_\_\_\_ の店舗利用客用駐車場として、9台程度の駐車および転回スペースおよび進入路として利用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 家城、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町福田山村地 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,205㎡ 外1筆、合計面積 1,811㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,173.6㎡、パネルの設置率は、転用面積の64.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口大角 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 70㎡ 外1筆、合計面積 4

83 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

なお、番号11、12、13の申請地と一体利用するもので、全体の転用面積1,222 m<sup>2</sup>に対する、パネル設置面積は、546.72 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の44.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口大角\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 581 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

周辺の隣接する土地と一体利用し、パネル設置面積は、546.72 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、44.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口大角\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 158 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

周辺の隣接する土地と一体利用し、パネル設置面積は、546.72 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、44.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、番号11から番号13の申請地につきましては、6月部会に付議されたものですが、譲受人の変更があり、許可書交付前に取下げたため、改めて許可申請がなされたものです。

番号14、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木入道垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 277 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 511 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、352.08 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の68.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 八ッ山、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町山田野福岡前\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,095 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、451.26 m<sup>2</sup>、パネルの設置率は、転用面積の41.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八ッ山、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町山田野下司名 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目  
宅地、面積 327㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電  
施設用地とするものです。

パネル設置面積は、220.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の67.4%  
になります。

なお、申請地について、昭和40年ごろから農業用倉庫の敷地として利用してい  
た旨の始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 八手俣、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町八手俣梅ヶ広 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況  
地目とも田、面積 1,280㎡ 外2筆、合計面積 2,003㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電  
施設用地とするものです。

パネル設置面積は、537.84㎡、パネル設置率については、申請地内の河川  
側に高低差があり設置できない箇所があること、奥の農地への通路箇所があるこ  
と、また進入路及びメンテナンス用管理車両置場を設置することなどにより、これ  
らを除くパネル設置有効面積1,387.7㎡に対して、設置率は38.8%とな  
りますが、全体として太陽光発電施設用地として活用されることが認められます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知  
イノ木切 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 99㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地  
とするものです。

申請地について、平成元年ごろ、渡人が、申請地の向かいにある渡人の宅地内に  
駐車する場所がなく、最も近い畑を駐車場として利用していた旨の始末書の提出が  
あります。

受人が、別宅として当該住宅も購入するため、自家用および来客用の駐車場とし  
て、改めてコンクリート施工をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 奥津、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町奥津  
廣 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 79㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地・  
資材置場用地とするものです。

受人は、隣地の \_\_\_\_\_ の居宅の購入に合わせて、駐車場および自身の仕事に関  
係する木材置き場として利用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は17,253㎡、このうち田が10,473㎡、  
畑が6,780㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番から6番までお願いします。

田口委員 はい。6番 田口です。9日に現地確認してまいりました。1番、2番は9日の午後に現場確認しております。私と部会長諸戸さんと守山会長、本庁の事務局からと地元推進委員で見てまいりました。場所は近鉄名古屋線の\_\_\_\_\_から約150mぐらいのところかな。いつもの所です。これも先ほど事務局説明のとおりです。

3番について、これは午前中に諸戸さん、私と森さん、中野さんと地元推進委員で見てまいりました。これも先ほど事務局説明のとおり、第3号の時に言ってきた件でございます。また再度これも提出させていただきます。何ら問題はないと思います。

4、5、6と場所は一緒でございますので説明させていただきます。これも7月9日午後、守山会長はじめ、諸戸部会長そして本庁事務局、私と、地元推進委員、そして業者の立会いの下、現地確認しております。場所は\_\_\_\_\_の東に約50mの所です。これも田んぼは出来ないところでございますので、太陽光でも仕方ない所かな。イノシシが出てくると言っていました。以上です。

議長 7、8とお願いします。

森委員 7番 森です。現地調査の方は7月9日の日に諸戸部会長と田口さん、私、中野さん、地元推進委員と久居事務局で行ってまいりました。7番は、\_\_\_\_\_のちょうど南東に50mぐらいの所にあります。事務局説明にあったとおりであります。現場の方も何も異議もなく終わりました。審議の方よろしくお願いします。

8番ですが先ほどありました3条申請でありましたところと同じでございます。これも事務局説明の通りでございます。審議の方よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。9番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。これも9日の日に守山会長と前田委員、私と地元推進委員、事務局と立会いの下で確認してきましたが、すでに駐車場として始めから利用されていた気がするような所でございますので追認で問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 はい。10番。

西森委員 17番 西森です。7月6日、守山会長はじめ、諸戸部会長、中谷、西森両委員と、地元推進委員、行政書士、業者、本庁事務局というメンバーで現地確認させていただきました。場所は、\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_の方に500mほど山の方に入ったほどぐらいですかね。バスの転回所の手前なんです。河川と道の間という所でございます。何ぶん山あいの所なんで、現在も雑種地みたいな恰好で、利用

されているような形跡はありませんでした。ですので、太陽光でも仕方ないのかなというような状況です。以上です。

議長 11番から16番。

中谷委員 16番 中谷です。11、12、13からまず説明させていただきます。

11、12、13は先ほど事務局から説明ありましたが6月の部会で許可をいただいた案件でございますが、受人が変更になりまして、再度許可をとった案件です。場所は\_\_\_\_\_の東およそ100mぐらいの所です。事務局説明通りで何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

14番ですけれども、西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所担当と確認をしております。現場は豪雨で荒れておりまして、行ったときには草も刈ってあったのですが、建物と建物の間で、作物も作れないというような所でございますので、なんら問題はないかと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 15、16番お願いします。

西森委員 17番 西森です。15番の方から説明させていただきます。7月9日、守山会長はじめ部会長、それから中谷・西森両委員と地元推進委員、事務局それから業者というメンバーでの立会でした。場所ですが\_\_\_\_\_の北側、山田野川挟んで北側、道路側というのでしょうかね、そのあたりになるのですが、今現在は田植えがしてあって、きちんと管理もされた田んぼなんで、太陽光にするのはもったいないという感じもするのですが、何分にもされる方がやるというならどうしようもないかなという事で。一応、田んぼは収穫が済んでから太陽光にされるという確認はうかがっております。

それから16番ですが、これも9日、中谷・西森両委員と地元推進委員、白山の事務局、業者、そのようなメンバーで立会いをさせていただきました。場所なんですけど、\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_があるのですが、\_\_\_\_\_の南側、まあ裏というのでしょうかね、ちょうど周りはずべて集落、全部という事もないのですが、集落の中ではあったのですが、やや一部畑、隣も畑になっておりましたので、迷惑をかけないようにということで、お話をさせていただきました。業者もわかったという事で理解されております。ですので何ら問題はないと理解しております。以上です。

議長 17番から19番お願いします。

結城委員 17、18、19と説明いたします。9日に会長、部会長、地元推進委員、事務局で現地を確認を致しました。太陽光発電にて土地を有効活用したい。ということで現地の方が言っておられました。よろしくお願いいたします。

18番、八知の18番については9日の日に、地元推進委員さんと現地を確認いたしました。申請地は駐車場にしたい、車庫は1台建っただけとは思いますが、来客用の駐車場にしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

19番、奥津については、9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。これは前回空き家を買われた方で、その空き家の上にちょっとした空き地があったのですが、それが隣地の\_\_\_\_\_という所が、これが自宅でございます。それ

を購入して、駐車場および木材置き場として利用したい。車を止めるところがございませんので駐車場および木材置き場として利用したいという事でございます。よろしくお願ひします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思ひます。いかがでしょうか。  
私の方からあります。戸木の卯ノ花の太陽光の現場の件は。

事務局 卯ノ花の、以前に許可を受けた太陽光の現場の件ですね。市が管理している道と、水路、側溝を、加工申請なしにどうも加工したような形跡があったという事でございます。久居総合支所の担当が連絡調整したところ、津南工事事務所の管理になり、津南工事事務所の方から業者の方に状況を伝えて、土砂の撤去と側溝の修繕をするようにと指導したという事を、ご報告させていただきます。

議 長 ほかになにかありますか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思ひます。

議 長 続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)でございます。

番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町永田 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 451㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に25年間の使用貸借を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町藤山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 455㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木岡前\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 499㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1,405㎡で、このうち田が950㎡、畑が455㎡でございます。

以上の案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番。

田口委員 6番 田口です。説明させていただきます。7月9日の日に行ってまいりました。諸戸さん、森さん、中野さん、地元推進委員、本人と事務局とで見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_の北に50mぐらいの所でございます。これもなんら問題ないと思います。

2番は、先ほどあった\_\_\_\_\_の信号北約150mぐらいの所の\_\_\_\_\_のすぐ近くの所でございます。これも諸戸さん、森さん、中野さん、そして地元推進委員で見てまいりました。これも何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長 3番申し上げます。

中谷委員 16番 中谷です。9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山総合支所担当と見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_の東、およそ100mほどの所です。これは息子さんに家を建てるという事で、土地を貸すという事ですが、この場所は埋蔵文化財の関係で、開発指導室と協議済みであり、津市教育委員会とも協議済みという事で試掘の方は済んでいるようでしたので、なんら問題はないかと思われま。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したい



と思います。

議長 続きます、議案第6号、非農地証明願についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いします。  
議案第6号 非農地証明願について、でございます。  
番号1、地区 大井、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町大仰銭神 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 99㎡。  
これにつきましては、申請地に昭和58年に自宅を建築し、以降宅地として利用し現在に至ることが、平成31年度固定資産課税台帳記載事項証明書により確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で99㎡でございます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

宮本委員 14番 宮本です。これも7月9日に守山会長、前田委員と私と地元推進委員、事務局と現地を確認してきました。すでに家を建てられてから何年か経っている追認事項です。よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

議長 次に別冊でお配りしました議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。  
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で35,273㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,848㎡、契約件数は17件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で50,953㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,090㎡、契約件数は37件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,811㎡で、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で12,547㎡、畑の賃貸借で459㎡で、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて108,584㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて5,397㎡、合計契約件数は60件、合計面積は113,981㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区7件、一志地区で12件、白山地区で1件、美杉地区で3件で合計23件、合計面積は67,257㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で38.3%、面積で59%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号 13、ほか34件についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この34件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました34件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 入室してください。

<入室>

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第7回第2農地部会を閉会します。

午後3時8分

以上は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

令和元年7月17日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_